

第5章. 管理体制

5. 1. 組織体制

5. 1. 1. 組織

統合後の水道用水供給事業を円滑に運営するため、県企業局に「（仮称）用水供給部」を新設する。

「（仮称）用水供給部」には、水道用水供給事業の総合調整、企画、経営管理等を担う「（仮称）用水供給管理課」及び大規模施設の更新や施設の維持・運転管理の総括等を担う「（仮称）用水供給施設課」を設置する。

また、地域において施設の更新や維持・運転管理等を行うため、「（仮称）九十九里用水供給事務所」及び「（仮称）南房総用水供給事務所」を設置する。

なお、人事、予算、経理などの管理部門は、県企業局の管理部に集約する。

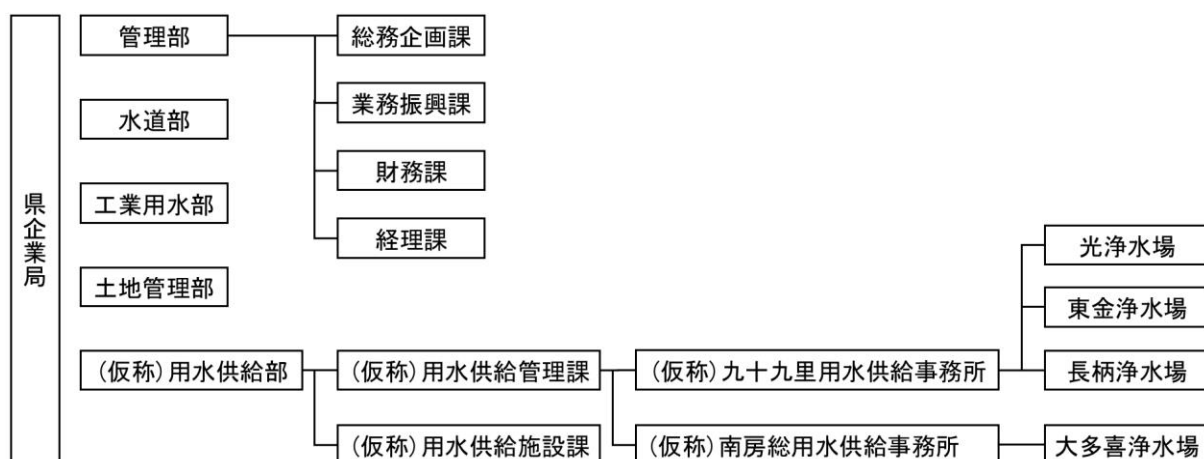


図 5.1 統合後の県企業局組織体制のイメージ

5. 1. 2. 事務所

「（仮称）用水供給管理課」及び「（仮称）用水供給施設課」は県企業局新庁舎に、
「（仮称）九十九里用水供給事務所」及び「（仮称）南房総用水供給事務所」はそれぞれ現在の企業団の庁舎に置く。

5.2. 維持管理体制

統合後の維持管理体制は表 5.1 に示すとおり現行の体制を継続することを基本とし、法令に基づき適切に対応する。

表 5.1 統合後の維持管理体制

① 浄水場の運転管理に関する業務 ・ 現行の運転管理体制を継続する。
② 浄水施設の維持管理に関する業務 ・ 現行の維持管理体制を継続する。
③ 管路の維持・修繕に関する業務 ア 通常時における維持・修繕 ・ 現行の維持・修繕体制を継続する。 ・ 水管橋の点検については、他事業体の新技術の活用事例等を参考に検討を進める。 イ 緊急時における維持・修繕 ・ 統合時までに緊急時における点検実施の基準を統一し、巡視・点検を実施する。
④ 水質検査に関する業務 ・ 現行の水質検査を継続する。

5.3. 危機管理体制

近年、激甚化している台風や地震等の自然災害に対して迅速かつ的確に対応するため、表 5.2 に示す各種マニュアル・協定等を整備し、これに基づき、危機管理体制を構築する。

また、災害時における対応力向上のため、危機管理対策マニュアルに基づき訓練を実施する。

表 5.2 統合後の危機管理対策

① 災害対策基本計画、危機管理対策マニュアル、水安全計画 ・ 統合までに各種マニュアルを策定する。
② 情報セキュリティ対策 ・ 「千葉県情報セキュリティ基本方針」及び「千葉県情報セキュリティ対策基準」に基づき情報セキュリティ対策を講じる。
③ 他事業体との相互応援協定 ・ 「千葉県水道災害相互応援協定」及び「日本水道協会千葉県支部災害時相互応援に関する協定」による応援体制を継続する。
④ 工事業者等との協定 ・ 両企業団で締結している協定を継続する。
⑤ 燃料供給に関する協定 ・ 両企業団で締結している協定を継続する。